コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

2016 年 9 月 29 日

株式会社ウイルプラスホールディングス
代表取締役社長　成瀬　隆章
問合せ先：　管理部　TEL：03-3729-4301
http://www.willplus.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ．コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

１．基本的な考え方

当社におけるコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方は、企業価値の最大化を図るにあたり、社会のめまぐるしい変化に対応し、効率的かつ、法令等を遵守する健全な経営体制を構築することであります。そのために、各ステークホルダーと関係強化及び経営統治機能の更なる充実を図ることにより、透明性のある経営を確保するとともに、適正かつ迅速なディスクロージャーに努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ 上場企業として、コーポレートガバナンス・コードのすべての基本原則を遵守しております。

２．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
成瀬　隆章	1,112,120	46.67
株式会社ゼロ	143,400	6.02
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	127,400	5.35
三井住友海上火災保険株式会社	121,680	5.11
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	66,660	2.80
三菱 UFJ キャピタル３号投資事業有限責任組合	57,440	2.41
齊田　勇	50,660	2.13
りそなキャピタル２号投資事業組合	40,000	1.68
MISP　CLIENT　SECURITIES 常任代理人　モルガン・スタンレーMUFG 証券	39,700	1.67

株式会社		
岩崎　泰次	35,200	1.48

支配株主名	―

親会社名	―
親会社の上場取引所	―

補足説明

―

３．企業属性

上場予定市場区分	ＪＡＳＤＡＱ
決算期	６月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人以上 500 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円以上 1000 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

４．支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―

５．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―

Ⅱ．経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

１．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	８名
定款上の取締役の任期	１年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	４名
社外取締役の選任状況	選任している

社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
廣田　聡	弁護士											

※1　会社との関係についての選択項目

a.上場会社又はその子会社の業務執行者

b.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c.上場会社の兄弟会社の業務執行者

d.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h.上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k.その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
廣田　聡	○	同氏は、平成22年4月13日から平成22年7月1日まで当社子会社ウイルプラスモトーレン株式会社の社外取締役を務めておりました。また、平成26年3月まで、元株主であった投資組合を運営するアント・キャピタル・パートナーズ株式会社に勤務しておりました。いずれも当社との間に記載すべき利害関係はなく、当社の意思決定において重要な影響を与える立場にないものと認識	弁護士としての経験・見識が豊富であり、高い専門的知見を当社経営に活かしていただくため、要請したものであります。

		しております。	

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

任意の委員会の設置状況、委員構成及び委員長（議長）の属性

指名委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			―			
全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社内有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
―	―	―	―	―	―	なし

報酬委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			―			
全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社内有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
―	―	―	―	―	―	なし

補足説明

―

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、定期的な監査役会の開催や、取締役会への出席、その他社内の重要な会議に出席しており、社内の業務等の調査を行うことにより、取締役の業務を監査しております。また、代表取締役社長直轄の内部監査室が、内部監査を実施しており、実施状況及び結果について都度監査役と情報共有を行っております。さらに、監査役、会計監査人である新日本有限責任監査法人及び内部監査部門の３者により、定期的に監査計画及び監査実施報告の説明を受けるほか、必要に応じて意見交換を行い、連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	―

会社との関係(１)

氏名	属性	会社との関係(※１)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
野田　光治	他の会社の出身者													
岩渕　信夫	公認会計士										△			
宮島　渉	弁護士													

※１　会社との関係についての選択項目

a.上場会社又はその子会社の業務執行者

b.上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d.上場会社の親会社の監査役

e.上場会社の兄弟会社の業務執行者

f.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j.上場会社の取引先（f、g 及び h のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m.その他

会社との関係(２)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
野田　光治	―	該当事項はありません。	大手損害保険会社で培った豊富な経験及び知識を有しており、業務執行及び経営監視に関する公正性を確保するため選任しております。
岩渕　信夫	―	同氏は、当社の監査法人である新	公認会計士として会計・税

		日本有限責任監査法人において平成 26 年６月まで勤務しておりましたが、新日本有限責任監査法人は公認会計士法により当社との間に記載すべき利害関係はなく、当社の意思決定において重要な影響を与える立場にないものと認識しております。	務に精通し、監査に関する十分な見識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し選任しております。
宮島　渉	―	該当事項はありません。	弁護士としての経験・見識が豊富であり、高い専門的知見を当社経営に活かしていただけるものと判断し選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	１名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外取締役を独立役員に選任しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績及び企業価値向上に対する意欲を高めることを目的として、第２回及び第３回新株予約権（ストックオプション）を付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役,従業員,子会社の取締役,子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

業績及び企業価値向上に対する意欲を高めることを目的として、社内取締役（子会社含む）及び従業員（子会社含む）を付与対象者としております。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬額の総額が１億円以上である者が存在していないため、個別報酬の開示を行っておりません。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬の決定は、平成 26 年 9 月 26 日開催の定時株主総会で決議された、年額 200,000 千円の報酬限度額の範囲内において、取締役会から一任を受けた代表取締役が各取締役の職務と責任及び実績に応じて決定することとしております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対するサポートは、取締役会事務局である人事総務部並びに管理部が行っております。事前の検討が必要と考えられる重要な議案は、事前説明の実施を行っております。

２．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、会社法の規程に則り、株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人を設置しております。

(取締役会)

取締役会は、取締役４名及び監査役３名で構成され、当社グループの重要な意思決定を行うとともに、取締役の職務執行を監督する機関と位置付けており、経営状況や業績の報告が行われ、経営課題等について審議・決議しております。原則として、月１回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することで迅速な経営の意思決定を行っております。取締役会には、監査役が毎回出席し取締役の業務執行の状況を監査しております。

(監査役会)

監査役会は、監査役３名で構成され、原則として、月１回の定時監査役会のほか、必要に応じて臨時監査役会を開催することとしております。監査役は、監査役会が定めた監査方針・計画に従い、取締役の職務の執行を監督しております。また、内部監査室及び会計監査人と定期的に情報交換や意見交換を行うことにより、監査機能の充実を図っております。

(経営執行会)

経営執行会は、当社グループの部長以上及び内部監査室長で構成され、取締役会の議事に係る会社にとって重要な事項について審議しております。原則として、月２回開催することとしております。

(内部監査部門)

社長直轄の組織である内部監査室を設置し、専従者１名を配置しております。内部監査室長は、内部監査規程及び内部監査計画に従って独立した立場で、各部門の業務について運営状況、業務実施の有効性や正確性、コンプライアンスの遵守状況等について、当社グループの内部監査を実施しております。

(会計監査人)

当社は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しており、会計監査を受けております。

(コンプライアンス委員会)

当社は、コンプライアンス遵守に向けた取り組みを行う機関として、コンプライアンス委員会を設置しており、代表取締役社長を委員長とし、各取締役、執行役員、内部監査室を委員により構成され、年２回定例で開催するほか、必要な都度開催することとしております。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役の職務執行を監督、監査するとともに経営の効率化を図るための経営体制として、当社の企業規模や事業内容に最も適していると判断した監査役会設置会社を選択しております。監査役会は、弁護士、公認会計士を含む、社外監査役 3 名により構成されており、経営における監督・監査が充分機能しております。

Ⅲ．株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

１．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	今後の決算早期化とともに株主総会の招集通知における早期発送に向けて努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算日は 6 月 30 日であり、定時株主総会は 9 月に開催するため、集中日を回避できると思われますが、より多くの株主の皆様にご出席いただけるように日程を考慮して株主総会を設定してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	具体的な検討は行っておりませんが、今後、検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	具体的な検討は行っておりませんが、今後、検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	具体的な検討は行っておりませんが、今後、検討してまいります。
その他	―
実施していない	―

２．IR に関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページの IR サイト内に掲載しております。	

個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの説明会を定期的に開催することを予定しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	年度決算及び第２四半期決算発表後に、決算説明会を開催することを予定しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	具体的な検討は行っておりませんが、今後、検討してまいります。	なし
IR 資料をホームページ掲載	当社ホームページにおいて、決算短信・有価証券報告書等の決算情報をはじめ、その他 IR に関する情報を掲載しております。	
IR に関する部署(担当者)の設置	IR 担当部門は、管理本部管理部が行います。	

３．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、企業価値向上のためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であると認識しており、「コンプライアンス規程」を制定し、これに従い全役職員が法令等を遵守した行動をとり、高い倫理観を持った行動をとることを周知徹底しております。また、「危機管理規定」、「企業機密管理規定」等のステークホルダーの立場を尊重する規程を制定しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主・投資家等のステークホルダーに対して適時・適切な情報開示を重要事項として認識しており、IR サイトでの掲載や会社説明会の実施等により、情報開示に努めてまいります。

Ⅳ．内部統制システム等に関する事項

１．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法第 362 条第４項第６号及び会社法施行規則第 100 条に基づき、取締役会決議により、以下のとおり内部統制システムの整備に関する基本方針を定め、業務の適正を確保するための体制の整備・運用をしております。

１．　当グループ各社の取締役並びに使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

A) 内部統制システム全体を統括し、業務の適正性、有効性及び効率性を確保し、企業価値の維持・向上を図るために、当社の代表取締役社長を委員長、当グループ各社取締役及び執行役員を委員とするコンプライアンス委員会を設置する。

B) 当グループにおいては、企業理念を着実に遂行することを目的とし、コンプライアンスの遂行、監督を目的としてコンプライアンス規程を制定し周知徹底を図る。

C) 法令及び定款違反その他コンプライアンス上問題がある事実についての発見者は、コンプライアンス規程に基づく方法により、グループ内外に設置する通報窓口に報告を行う。当グループは、通報内容を秘守し、通報者に対する不利益な取扱いを行わない。

D) 当グループの事業活動に関連する法令については、コンプライアンス委員会より法務情報を社内に提供して予防措置を講じると共に取締役及び使用人の職務の執行に当たっては、顧問弁護士、公認会計士等と十分に協議し、適切な助言を得て適法に処理を行う。

E) 当グループ各社においては、業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための諸施策に加え、関係会社管理規程、コンプライアンス規程等のグループとしての規範、規則等の整備を行う。

F) 社内外の環境の変化に対応して常に社内諸規程の適正な整備を行う。

G) 当社の代表取締役は、当グループ各社事業に関して担当役員を任命し、各社が適切な内部統制システムを整備及び構築するとともに、そのシステムが適正に機能することを継続的に評価し、必要に応じて是正を行う。

H) 当社の内部監査室は、業務執行部門から独立するものとし、内部監査規程に基づき、当グループにおける法令、定款及び社内規程の遵守状況並びに業務全般にわたる内部統制の有効性及び妥当性につき、定期的に監視を行う。また、当グループ各子会社の業務全般にわたる内部統制の有効性及び妥当性を確保するために、指導・支援・助言を行う。

I) 当グループ各社の監査役は独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。

２．当グループ各社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

A) 株主総会議事録、取締役会議事録など、その職務執行に係る文書その他重要な情報を法令及び規程に基づき作成し、文書管理規程に基づき適切に保存し管理する。

B) 取締役会議長である代表取締役は、これらの文書及び情報の保存及び管理を監視・監督する責任者とする。

３．当グループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

A) 企業活動に関わるリスクについて把握すると共に、それぞれのリスクに対しリスクの発生を未然に防止するための手続き、リスクの管理、発生したリスクへの対処方法等を規定した当グループの危機管理規程を制定し、リスクコントロールを図る。

B) 危機管理規程に定める一定の危機レベル以上である有事の際は、損失の拡大を防止するため当

社の決定により危機対策本部を立ち上げ、同本部が迅速かつ適切な情報収集と緊急対応の指揮を行う。

４．当グループ各社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

A) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、各社定例取締役会を月１回開催し、経営上の基本方針及び重要事項の決定と業務執行の監督を行う。

B) 職務執行に関する権限及び責任については、当グループ各社の業務分掌規程及び職務権限規程等においてそれぞれ詳細に定める。

C) 当グループの中期計画および毎年度ごとの単年度予算を策定し、グループ全体および各社の経営目標、事業計画等を定める。

５．当グループにおける業務の適正を確保するための体制

A) 当社の関係会社管理規程において、当社が子会社から報告を受ける事項について定め、営業成績、財務状況その他重要な情報について、定期的に報告を受ける。

B) 当グループ各社取締役、執行役員等から構成される経営執行会を開催し、当グループ各社の経営上重要な事項について、報告及び審議し、情報共有化と必要な対応協議を行う。

６．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当グループ各社においては、監査役がその職務を補助する使用人（以下、「補助使用人」という）を置くことを求めた場合、補助使用人を配置する。

７．前号の使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

A) 補助使用人の取締役からの独立性を確保するため、補助使用人は取締役の指揮命令は受けないものとする。また、当該期間中の任命、異動、評価等については、監査役の意見を尊重するものとする。

B) 補助使用人は、その職務遂行に当たってもっぱら監査役の指揮命令に従わなければならない。他の業務と兼務の場合、補助使用人の業務を優先するものとする。

８．当グループ各社の取締役、使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

A) 当グループ各社の取締役、使用人等は、当該所属各社及び当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

B) 当グループ各社の取締役、使用人等は、会社の信用の大幅な低下、会社の業績への重大な悪影響、社内規程の重大な違反、その他会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見した場合は、速やかに当該所属各社及び当社の監査役に報告する。また、上記事実の発見の報告を受けた者においても同様とする。

C) 当グループ各社においては、監査役が、取締役会のほか重要な会議へ出席すると共に、関係書類の閲覧を行える体制を整備する。また、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況及び結果について、監査役に報告する。

D) 代表取締役等は、取締役会等の重要な会議において随時その担当業務の執行状況を報告する。

E) 当社の内部監査室は、内部監査の結果及び内部通報の状況について、定期的に当グループ各社の監査役に関係事項について報告する。

F) 当グループ各社の監査役への報告が、誠実に漏れなく行われるため、書簡、メール、面談等により報告が十分になされる体制を整備する。

９．監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当グループ各社においては、監査役への報告を行った当グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当グループ各社取締役および使用人に周知徹底する。

１０．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

A) 監査役は、代表取締役、取締役、監査法人、当社の内部監査室とそれぞれ定期的に意見交換を開催する。

B) 監査役が、独自の弁護士、公認会計士等の外部専門家の活用を求めた場合、当グループ各社においては、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、その費用を負担する。

C) 当グループ各社においては、監査役から、その職務執行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求を受けたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、その請求に応じる。

１１．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

A) 当グループ各社においては、コンプライアンス規程、反社会的勢力対策規程等に基づき、反社会的勢力等への対応体制を整備する。

B) コンプライアンス規程、反社会的勢力対策規程等を遵守し、反社会的勢力等との関係遮断および不当要求等に対する拒絶等について、弁護士や警察等とも連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

１２．財務報告の適正性、信頼性を確保するための体制

当グループ各社においては、財務報告の適正性及び信頼性確保のため、財務報告に係る全社的な内部統制及び個別業務プロセスの統制システムを整備し、また適正かつ有効な運用及び評価を行う。

２．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力の排除及び対応について定めた「反社会的勢力対策規程」を制定し、新規の取引先との取引開始時には、確認を行った上で取引開始を実行する等、チェック体制を確立しております。加えて、既存取引先についても定期的に信用調査を行う等のチェック体制を確立しております。また、一般顧客に対しては、売買契約書に反社会的勢力との取引拒否を明文化しており、各営業担当者に暴力団排除条例の概要を説明する等、対策を講じております。役員、従業員に対しては、反社会的勢力との関係がないことを確認するとともに、新規採用時には、誓約書を提出してもらうこととしております。また、社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に参加し､反社会勢力に関する情報収集や連携できる体制を整備しております。

Ⅴ．その他

１．買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし

該当項目に関する補足説明

―

２．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社におけるコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方は、企業価値の最大化を図るにあたり、社会のめまぐるしい変化に対応し、効率的かつ、法令等を遵守する健全な経営体制を構築することであります。そのために、各ステークホルダーと関係強化及び経営統治機能の更なる充実を図ることにより、透明性のある経営を確保するとともに、適正かつ迅速なディスクロージャーに努めてまいります。

【模式図(参考資料)】

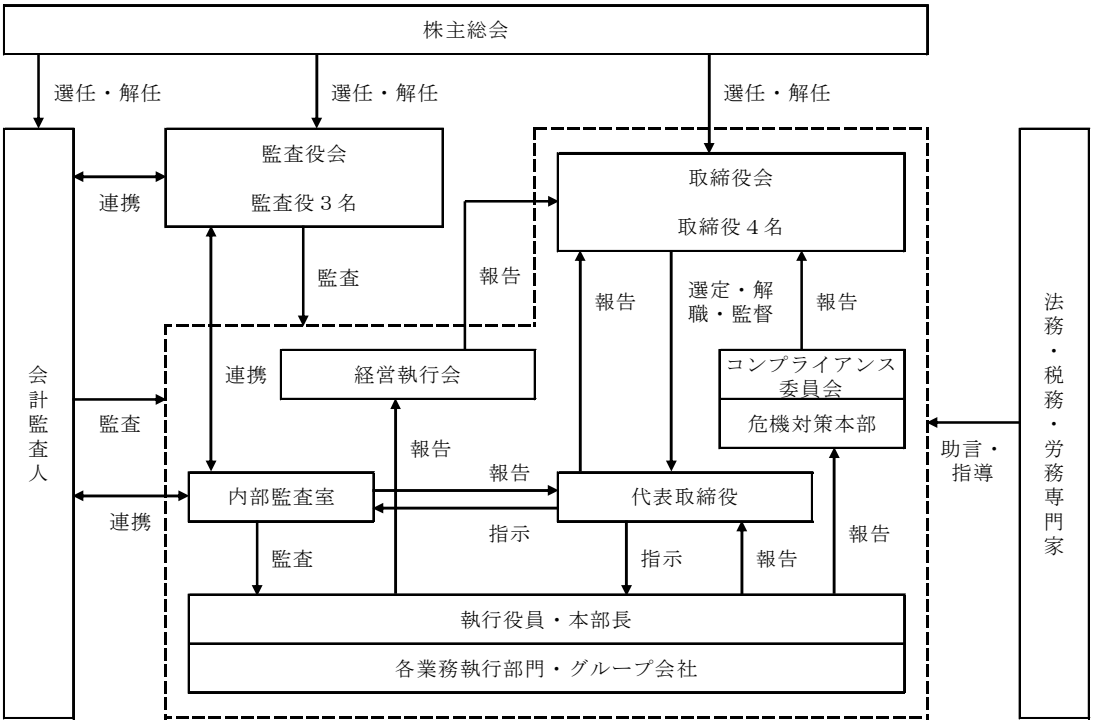
株主総会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
監査役会
監査役３名
連携
監査
報告
取締役会
取締役４名
報告
選定・解職・監督
報告
会計監査人
連携
経営執行会
コンプライアンス委員会
危機対策本部
監査
報告
報告
内部監査室
代表取締役
連携
指示
報告
監査
指示
報告
執行役員・本部長
各業務執行部門・グループ会社
助言・指導
法務・税務・労務専門家

【適時開示体制の概要（模式図）】

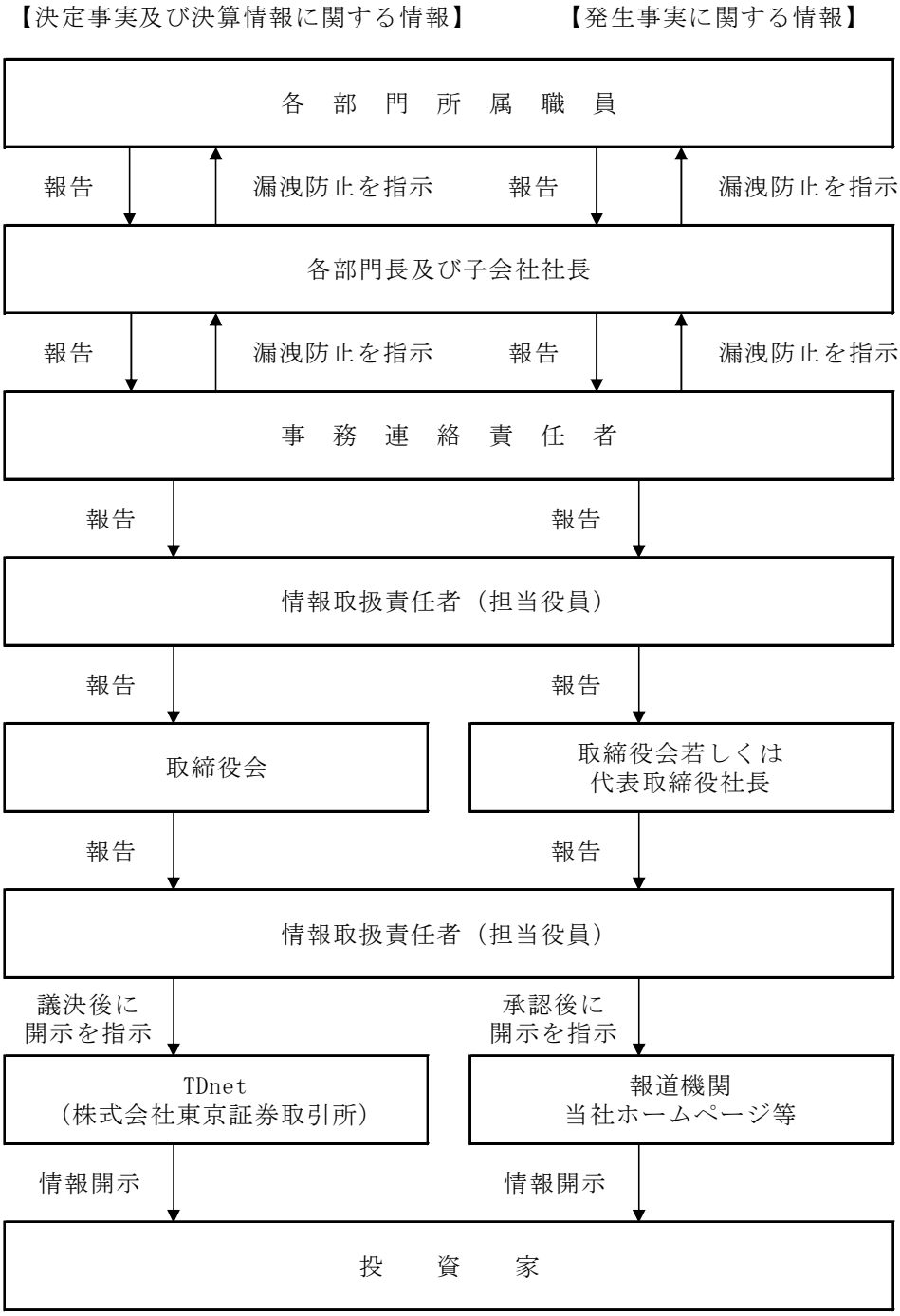

以上